

J A M 政策NEWS

2014年4月1日 第2014-23号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

4月1日から変わります！

税金

①消費税

5%→8%

②環境税

石油1ℓあたり、25銭→50銭

③住宅ローン減税

年最大20万円×10年→年最大40万円×10年

年金

①公的年金の年金額（政策ニュース15号参照）

0.7%引き下げ

②平成26年度国民年金保険料（政策ニュース15号参照）

15,040円（平成25年度）→15,250円

③遺族基礎年金の父子家庭への支給

消費税増収分を用いて、平成26年4月1日以降に妻が死亡した父子家庭へ遺族基礎年金を支給する。

④厚生年金基金制度の見直し

- ・厚生年金基金の新設は認められない。
- ・施行日から5年間の時限措置として、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ・施行日から5年以降は、基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。
- ・上乗せ給付の受給権保全のため厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

医療保険

①70～74歳の患者負担軽減特例措置の見直し

70～74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方は70歳の誕生日の翌月から医療費の窓口負担が2割になります。平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方の窓口負担は、1割のまま変わりません。

